

一天正十三年六月廿四日ニ森山ニ有之神保安藝守子息清十郎五千騎ヲ引クシ氷見口ニ相働候處ニ青城ニ加州ヨリ被入置シ前田宗兵衛片山内膳高島九藏菊池父子其外宗徒ノ兵共二千余騎民屋ヲ焼セシトカヘケルニハヤ取ツキ切合突合ヲメキサケンテ敵味方入亂戦シ處ニ森山勢多勢ナレハ青勢ツキタテラレ引色ニナル處ニ鐵炮大將小塚藤十郎ナトヲメキサケンテ鐵炮ヲ高キ所ヘ引上セ込返々々打セケレハ森山勢鐵炮ニ當リ少々ヒカヘタル其間ニ片山菊池父子ナト下知シテ押返シ森山勢ヲ突立打立互ニ首ヲ取モアリ被取モアリ兩方六七十騎ウタレニケリ神保旗本千騎鐵ヲ入來テ誰ニモ目ヲカクルナ謀叛人菊池父子討取候ハ不殘忠切ト聲々ニ呼ハリ青ノ勢是ヲ聞菊池ウタセテハ面々ノ恥辱ナリトカケ廻シ下知シテ足懸リ能所ヘ菊池父子差上セヲメキサケンテ戰處ニ又青ノ勢突立ラレテ善兵共四五十騎討レニケリ森山勢ハ彌氣ヲ得テモミニモンテ戰青ノ勢危クミユル處ニ村井又兵衛尉利家卿ノ名代ニ取出共ノ城々并爰カシコ堅固ニ守候ヘト仕置ノタメニ馬シルシマテニテ上下三百余騎ニテ參リシカ折節青ヘトイソキ來リ候處ニ此山ヲミテ扱モ天ノアタヘカト云モアヘス三百余騎ヲマン丸ニ備馬シルシヲアリ

横鎧ニ懸レカレト下知シテ我身ハ眞先ニ馬上ニ鎧ヲ持懸ケル又兵衛大強ノ者ナレハ青勢是ニ力ヲ得テ取テ返ス森山勢度々手柄ヲ盡シタル打出ノ小槌ノ馬シルシヲ見テスハヤ村井カト思ニヨリサシモニキヲヒタル勢ナレハ早村井ニ突立ラレ一サエモサエス崩レシヲ中坂ト云處マテ二里ノ間追討ニ打程ニ五百余騎討捕勝時ヲ作り懸イヤノ余長追シテ節所ニ行懸リ引シヲ大事ト又兵衛前後ヲ懸廻下知シテ引取ケルモ村井彌武威イヤマシニ成肩ヲナラフルモノナカリケル彼首共ノ内名アル者共八十三殘首凡ハ注文マテ利家卿ヘサケ物ニ仕タリケレハ村井加様ノ働今ニハシメス候トイヘハ殊更ヨキ時分青ヘ行合城ニ置者討セス候事大慶不過之候以來ハカマヘテカマヘテ森山勢出タリハ此方ヘ注進ナク青城ヲ出ヘカラスト青ノ兵共ハ被仰遣則村井又兵衛尉ニハ黃金百兩刀則吉々例トテ青ノ御馬ヲ給ハリケリ其勢ヒヲ得テ能登七尾越中ヨリ入置レシ荒山ト云取出ヲ七尾勢前田又左衛門尉中川清六高島織部ナト大將ニテ攻ケレハ折節城中ノ人數神保方ニ相談スル事有テ三百計殘置皆森山ヘ呼越時押寄即時ニ攻ヲトシ防キ戰者凡五六十騎首ヲ取殘者共ハ山中ヘ北入ケレハ難ナク荒山城焼ハラヒ七尾城ヘ引返シケ

リ、是又利家卿聞召御感アリテ、其品々能御吟味アリテ引出物給リケリ、元是ヨリ先末森ノ城攻ノ時、利家後詰可有間、其地引拂末森迄出合候ヘト能州衆へ被仰遣候處ニ、能州衆七尾へ寄合相談有之皆申候ハ、能州勢漸三千計ニテ參候共、万一利家無御出馬ハ一騎モ殘ヘカララス、今一度加州ヨリノ左右ヲ相待ヘシト云云、長九郎左衛門中云、流石ノ利家能州ヲ拂出ヘキト被仰御後卷ヲ可被止ヤ、某一手計ニテモ末森へ向利家御出陣ニオイテハ御眼前ニテ御先ヲ可仕、モシ無御出馬ハ我等計ニテモ、一戰シテ打死可仕ト、カク利家御判形次第ニ可仕候トテ、居城徳丸へ歸リ、相野吉助ト云軍配者ニ吉凶ヲ占ス、吉助申ス、末森へ御出大事有、御座間敷候、但利家ニハ御對面成兼可申候、子細ハヒシキモト申言葉ニアタリ候間、利家ニハ障子一重ヘタ、リ申ト云云、九郎左衛門カ云一段ヨシ、障子一重ハ踏破リテ可入見參云云、然處ニ持病ノ胸虫指起テ、出陣難成、于時家來岡島名兵衛諫テ云、胸虫ノ藥ハ糞ニ不如ト、九郎左衛門氣色ヲ損、名兵衛一口飲之、其風味ヨシトイヒテ進之、其時九郎左衛門飲之得快氣タリ、ワツカノ人數ヲ以末森ノ城ヘカケツケ、無比類強ヲ出ヌ、故彼七尾衆失面目所也、今度荒山之城ヲ落シ其恥ヲススケリ、

〔加賀藩史稟〕

二十四日、越中ノ部將神保氏張兵ヲ出シ、阿尾城ヲ襲フ、守將

慶次利太、片山延高等出テ、之ヲ禦ク、利アラヌ、會々村井長頼兵ヲ率キテ此ニ至ル、乃チ横撃シテ之ヲ破リ、五百餘人ヲ斬獲ス、末森記、村井家譜是月七尾ノ守將播磨守利好、及ヒ中川光重、高島定吉、荒山城ヲ攻メテ之ヲ拔ク、末森記

〔前田家譜〕

六月、羽柴公使ヲ遣ハシ、利家ニ感帖ヲ賜ヒ、連捷ヲ賀シ、且大舉北

征ノ期ヲ告、是ニ於テ利家村井長頼ヲ越中ノ諸城ニ遣ハシ、令ヲ傳ヘテ守備ヲ嚴ニセシム、廿四日、神保氏治兵四千ヲ率ヒテ氷見ヲ襲ヒ、厚賞ヲ懸ケテ菊地伊豆父子ノ首ヲ募ル、直チニ阿尾ニ薄ル、守將前田利益等城ヲ出テ之ヲ拒ム、衆寡較セシテ吾兵敗ントス、是日長頼適マ、阿尾ニ至ル、遙ニ之ヲ望ミ、其兵三百ヲ以テ直チニ敵背ヲ衝ク、越中ノ兵之ヲ見テ金鎚長頼ノ馬標復タ來ルト、大ニ駭キ戰ハス、潰ユ、奔ルヲ逐テ斬獲スル數百級、利家捷聞ヲ得テ大ニ喜ヒ、使ヲ馳テ長頼以下ノ功ヲ賞ス、七尾ノ守將前田利好等、阿尾ノ信ヲ聞キ、成政置ク所ノ荒山城ヲ攻メ、城ヲ屠テ還ル、

〔參考〕

〔三州志〕

卷餘考

六月二十四日、神保氏春父子帶甲五千ヲ以テ、氷見郡水へ

出張ノ旨阿尾城へ告ク、因テ城將利益及ヒ片山高島、菊池父子其宗兵二千火急ニ出城シ、民屋ヲ燔却セラレマシト氷見邑ヲ守リ、神保父子ト會撃シ、菊池等攪潰セントスルニ、甲長小塚藤十郎初名等一火ノ銃手ヲ高阜ニ上セ、頻ニ放丸スレハ、敵軍銃傷多ク之ガ爲メニ群易ス、菊池其隙ニ乗シ、騎卒ヲ主使シ虎奮還拒、敵主兩軍逃ヒニ六七十人相斃殪シ、血流溝ヲナス、神保ハ中堅ノ甲騎ニ步兵ヲ併セ、一千餘人ヲ率キ進鼓ヲ播テ援ヒ來リ、菊池ヲ撃ツ、利益之ヲ拒ミ、而シテ宗兵四五十討レテ大敗シ、殆ント塵ニセラレントス、時ニ村井手兵三百ヲ從ヘ、諸堡防備ノ嚴情ヲ巡見シ、阿尾へ至ラントセシカ遙ニ菊池カ窮劬セルヲ望ミ、馬ヲ驅テ菊池ニ兵ヲ併セ、疾撃奮闘スレハ、麻甲之カ爲メニ氣逸シ、再ヒ起テ之ヲ衝ク、敵軍村井カ雄名ヲ聞キキケレハ、其認旗ヲ望テ脚蹠スルヲ、村井急擊スレハ、敵兵驚慌潰走スルヲ二里所アル長坂ニ作ル坂マテ之ヲ追ヒ、首ヲ斬コト一百餘ニ作ル、猶進ミテ止マサルヲ、村井之ヲ制シ、軍ヲ繕シテ綏キ斬獲ノ首級ヲ簡ヒ、越兵中ノ名高キ者ノ敵八十有三顆ニ姓名ヲ録シテ獻ス、公稱讚シ玉ヒ、是ヨリ合ヲ承スシテ城兵ヲ勦スコト勿レトノ玉フ、且村井僥倖ニ會シ戰功アリシヲ賞シ、黄金百兩良刀一鞘吉例トシテ青驪ニ鞍ヲ併セテ賜フト云、ニ天賦

正十三年六月、荒山ノ堡へ越中勢又勦來、城中人等ニテ戰スク攻陷シ、首五六十ヲ討取リ、城ヲ燒拂ト云、

八月己亥

二十日、戊午秀吉大軍を率ゐて、越中に入り、吳服山に陣す、成政出て降る、秀吉加賀、能登、越中を利家に與へ、越中の新川一郡を成政に與ふ、

〔勸修寺家御記〕 天正十三年

八月七日、天晴今日、關白秀吉公、淀より上洛五條まで迎各罷出也、予相煩乗物出也、

八日、天晴今朝、關白秀吉、越中出陣也、各見物可有之由也、各攝家清華吉田前にて見物申也、といかうにかけられ候、

かりとるや、秋のからとるいなくひ、次紹巴ははやりをらててきを三日月、近衛殿跡より法印、坂本より第三也、

〔具塚天滿移位記〕

歴代殘闕 日記所載

七月廿一日、刑部卿川田脱カ豐前川越右三八八、大坂ニ逗留申也、其内ニ昇中越中國、佐々内藏助モ、三介殿ヲ頼申懇望ニ付テ、佐々ハ他

國越中國可渡申由也、右門異見ト云々、

關ナ字八月月上旬、秀吉北國ニ御進發、加州金澤邊迄御馬ヲ被寄ヘキ由也、廿日

比ハ佐々身上御侘言、三介殿御口入ニテ相濟、髮ヲソリ、小者一人ノ躰ニナリ、秀吉御陣床へ走入候也、御對面アリテ、餘リニ不便之式トテ越中國一郡被遣也、以來大坂ニ在城仕レ別ノ知行可被下云々、則在大坂、越中惣國ヲハ前田孫四郎ニ被遣之、飛騨國をハ金森五郎入道ニ被下也、則三木成敗トシテ、金森人數差遣之、大方此分ニ被仰付而御歸陣、越前之クニ暫御逗留、是ハ惟住五郎左若年ニ付テ、家中不和之義御異見云々、右越前守ハ死去五郎左トハ息也、當門より御陣爲見廻河野越中、八月廿七日、貝塚ノ發足、加州金澤ニ而御禮申タル由也、

閏八月一日、新門様、北國御陣御見舞トシテ俄ニ御下向、越前境大聖寺ニテ秀吉へ御禮御申アリテ、夫ヨリ越前加賀兩國御一見、御門徒衆馳走不及申、夫モ秀吉ヨリ御異見アル故也、

〔多聞院日記〕

八月五日、北國能登へ出勢トテ、宇多衆陣立了、

十七日、大門へ參萬談合了、越州へ秀吉陣立御見廻、並五郎左衛門へ去年種々御筈之子細在之間、旁々近日可有御下向山也、○十九日の記は略す、廿日、大門へ參了一門ト腰破了、明日越州へ龍山モ御越之間、同道云々、金子九兩

ヒタ十貫文渡之、如別日記ナヘヤニテ、シ、ラ七タシ、一石三斗ツ、帶一ハ、五斗ニテ取テ上了、○此下、廿八日、廿九日、廿四日、廿六日、

二日、明日ヨリ北國へ當國衆可有出陣之通、則少々先へ立敷、越中サ、内藏介懇望申屬、御本意、既ニ越前マテ御馬ヲ被入了、依之俄ニ延引、珍重々々、筒井四郎ニハ爲御見廻被出了ト云々、○下略、又四日の記は略す、

九日、夕へ近衛龍山様、加州ヨリ御歸付、大門様ヨリ御尊書被下、越中ノ佐々内藏介へ、去月廿九日首ヲソリテ御禮申、一圓屬御本意様ニハ不聞、越中外山ノ居城へ、當月朔日ニ、秀吉ハ御入云々、大門様ハ未惟住五郎左衛門令歸陣、御禮被仰、并御知行事被仰分、可有御歸座之間、今且金津（津カ）ニ御逗留ト云々、大雨ニテ御迷惑之山被仰上了、

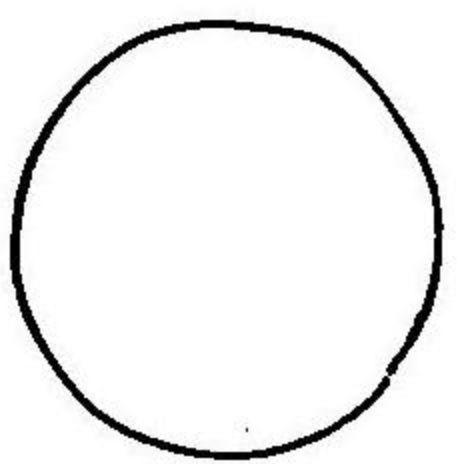
〔瑞泉寺文書〕

○東礪波郡井波町

越中國瑞泉寺安養寺、儀近年窄籠由候、然者此砌一揆等被相催於忠節者如先々、本知以下無異儀可申付候條、此旨無由斷様可被申越候、尙以隨忠義定而知行可申付候、恐々謹言、

卯月三日

筑前守 秀吉御判



(秀吉朱印)

禁制

越中國北野寺内

一軍勢甲乙人等亂妨狼藉事

一放火之事

一對寺内町人不謂儀申懸之事

右條々堅令停止之訖若違犯之族在之者速可處嚴科者也

天正十三年壬八月 日

○瑞泉寺は當時北野村にありたる旨同寺記録帳に見ゆ

雖未申通候、令啓達候、仍佐々木陸奥守、對秀吉企逆意候、就其今度被相催御歸國候様、筑州江申越候、然者一刻も被差急於御下國者御身上之儀如先々聊以不可有相違候、猶竹部豊前方へ被申候、恐々謹言、

前田又左衛門尉

越中國瑞泉寺

安養寺儀近年

窄籠由候然者此砌

一揆等被相催於忠

節者如先々本知以下

無異儀可申付候奈

此旨無油斷様可被申

越候尚以隨忠義定而

知行可申付候恐々謹言

筑前守

一放火之事

一對寺内町人不謂儀申懸之事

右條々堅令停止之訖若違犯之族在之者速可處嚴科者也、

天正十三年壬八月 日

○瑞泉寺は當時北野村にありたる旨同寺記録帳に見ゆ

雖未申通候、令啓違候、仍佐々木陸奥守、對秀吉企逆意候、就其今度被相催御歸國候様筑州江申越候、然者一刻も被差急、於御下國者御身上之儀如先々聊以不可有相違候、猶竹部豊前方へ被申候、恐々謹言、

前田又左衛門尉

越 中國 瑞泉寺

安養寺儀近年

牢籠由候然者此砌

一揆等被相催於忠

節者如先々本知以下

無異儀可申付候奈

此旨無油斷様可被申

越候尚以隨忠義定而

知行可申付候恐々謹言

筑前守

卯月三日 秀吉(花押)

齊藤刑部丞殿

五百零七書狀

漢書卷之九

漢書卷之九

漢書卷之九

漢書卷之九

漢書卷之九

漢書卷之九

漢書卷之九

漢書卷之九

漢書卷之九

漢書卷之九

漢書卷之九

漢書卷之九

九月五日

利家(花押)

瑞泉寺御房 御同宿中

〔勝興寺文書〕

伏○射水郡
木町郡

(秀吉朱印)

越中國古國府寺内

禁制

一軍勢甲乙人等、亂妨狼藉事

一放火事。

一對地下人相懸非分族事。

右條々堅令停止訖、若違犯輩有之者、速可處嚴科者也。

天正十三年七月 日

此兩人古國府へ遣候間、路次無異儀可被仰付候、則先度より如申入候、御制札被
遣候間、可被成其御心得候、恐惶謹言。

八月廿二日

木半助 判

石治少 判
三成(花押)

正親町天皇天正十三年

前又左様

人々御中

貴札拜見仕候、仍越中儀無御赦免候、來月六日に御勅座必定候、御兩寺之事、可有御供候、先へ御越候て、加國に被成御滞留可然存候、御人數も一度には御宿も、路次口有之ましく候、古國府寺内御制札、相調候て進し候、猶又御用之儀御座候者、可被仰付候、恐惶謹言。

七月廿七日

木半介(花押)

佐麻様

貴報

猶々勝興寺殿之御事れも無如在馳走可被申事簡要候より、能々可申候由御意候、以上、

態、令申候、仍其國關白殿、御亂入に付而、則勝興寺殿以下向候儀候、御門徒衆被申談方端馳走可被申事肝要候、吉事無別儀様に關白殿江連日申入候間、早速還住

可然候、聊不可有異儀候、手前可爲不如意候へ共、對勝興寺殿相應之儀可被抽、馳走事尤肝心候、猶樣體者、勝興寺殿可被仰聞候、恐々謹言

八月十四日

刑部卿法眼

頼口花押

越中新川郡

坊主衆惣御中

同總御門徒中

禁制

古國府勝興寺

- 一 寺内陣取免許事、
 - 一 當寺内へ奉公人不可出入事、
 - 一 古國府分不可伐採竹木事、
 - 一 寺内へ立入、非分之儀申懸族於在之者、留置可有注進事、
 - 一 當町市日如先々可相立事、
- 右條々堅被停止畢、若違犯之輩於有之者、忽可處嚴科者也、仍如件、

〔聞名寺文書〕

八尾町 郡

(秀吉朱印)

禁制

越中國婦負郡聞名寺

一 軍勢甲乙人等亂妨狼藉事

一 放火之事

一 對百姓申懸不謂儀事

右條々堅令停止之訖若違犯之族在之者、忽可處嚴科者也、

天正十三年壬八月 日

〔小早川什書〕

一 越中に在之佐々内藏助不届者候條、十ヶ國計之人數申付、來四日に人數を出候、秀吉徒非可在之儀候條、越後表へ出馬、關東諸侍可出仕之由申候條、引出可被見參覺悟候、先勢者四日出候、秀吉、六日七日時分可發足候、如此候へば、東八州不殘相濟候間、可被心安候、其方之儀、切々注進待覺候、謹言、○本文の起首略す、下文し此に依

七月廿一日

秀吉御判

小早川左衛門佐殿

吉川 治部少輔殿

一 越中に在之佐々内藏助不届者候條、十ヶ國計之人數申付、來四日に人數を出候、秀吉徒非可在之儀候條、越後表へ出馬、關東諸侍可出仕之由申候條、引出可被見參覺悟候、先勢者四日出候、秀吉、六日七日時分發足候、如此候へば、東八州不殘相濟候間、可被心安候、其方之儀、切々注進待覺候、謹言、

七月廿一日

秀吉御判

安國寺

陸奥守前後惡逆之事○中略

一 天正十三年に、信雄、尾張國ニ有之不相届、刻彼むつのかみ又候哉、人質を相捨、別儀をいたし、加賀國はしへ、令亂入城々をこしらへ候間、則被出御馬は城うちばたさせられ、越中陸奥守居城と、山の城とりまかせられ候之處、又候哉、むつのかみあたまをそり、走入候間、あはれに思召不被御刎首、城をうけとら

れ、越中半國被下、女子をつれ、在大坂有之に付て不便に被思召、津の國のせ郡一職に女子爲堪忍、分被下、剩位を公家にまで被仰付候事、略下

一先年柴田對天下、企逆心至江北罷出候處、被遂御一戰、悉被討果候、陸奥守も柴田令一味之條、同事可被加、御退治與思召、既加州金澤迄被寄御馬候處、走入種々御佗言申上付而被助置、剩越中一國被仰付候、雖然無幾程忘御恩賞、尾州與御銚桶之割、(細カ)陸奥守構別心能州加州へ妨を成候付而、重而爲御誅罰被成、御勳座、越中久利賀良峠に被立、御馬被國富山を被取卷、既陸奥守可被刎首之處、かしらをそり、御先手へ走入候條、不便に思召被助置、其上越中において、一郡被下候、然者妻子召連、在大坂仕付而、於上方一萬石被下候而、外聞可然様被仰付候事、略下

〔菊池文書〕

石川縣

態々申候、仍今度手柄なる首尾被合屬、勝手候事、外聞實儀、施面目候、寔無比類、勳由候、殊上之御人數、賀州一國に充滿候、野山も不分、林候、應而此表より押入不移、時日可討果事、不可有程候、今日則關白様へも御注進申上候、不大形可爲御満足候、今朝は其方へも爲禮可令申處、きおひに取紛、延引候、何事も期面之時候、恐々

謹言、

八月十二日

前又左

利家花押

菊池右衛門(武勝)入道殿

屋代十郎

〔續寶簡集〕

三十七

爲在陣音信小袖一重到來候、喜入候、

一此表儀、越中國俱利加羅峠に立馬、先勢東は立山つるきの山麓迄、悉令放火候之處、木船守山増山初、敵城敗北候、付而、(左々成政)藏助令降參、信雄相頼當陣取へ走入候之間、命儀赦免之事、

一藏助居城、と山之儀相渡候條、彼表立馬、越後長尾可出仕、由候之間、一札可請之候、乍去遠國候間、相延候者大坂へ可罷上旨申聞、二三日中に可納馬事、(略)
一當國儀太刀も刀も不入、牀に而一簞申付候間、可心易候、次當寺金堂造、(略)無油斷精被入旨尤候、猶開陣之刻可申聞候、委細安威五左衛門尉可申候也、

八月四日

(秀吉朱印)

金剛峯寺

惣分中

○本書八月の上、閏字を脱せしならん、

〔萩藩閩関録〕 十ノ二

堅田安房所藏文書

去六日、書狀今日於越前府中到來候、披見候、

一越中表儀、外山江寄馬、國中見及諸城物主相付外山城令被却候、

一飛驒國姉小路事、如存知藏介令内意企惡逆條、人數遣し節所候へ共、鉢山分入

悉列首一國平均申付、兩國共に太刀茂刀も不入、扇存分、隙明候之條、納馬事、

一與州之儀、善急諸城請取、小早川方江相渡、隙明、同與州質物召連、早々可能歸候、待覺候也、

壬八月十四日

太閤様

御朱印

蜂須賀彦右衛門とのへ

黒田官兵衛とのへ

去月六日書狀、今日江州至坂本到來、令披見候、誠遠遠之處、切々飛脚、悦入候、仍北國表儀、去十四日返書如申遣、越中、飛驒國共に平均申付、懽成物主相付、國之置目等相定、昨日十七坂本迄、納馬候、與州國中諸城被請取候哉、自然相滞儀候者、蜂須賀相談此方へ可被申、越候、國之置目等入念申付候條、可心易候、尙期來音候也、

太閤様

御朱印

壬八月十八日

小早川左衛門佐殿

〔當代記〕

十一月條、去秋越中へ發向ノ時ヨリ、越後景勝、屬秀吉公ニ、

〔豊鑑〕

その年の秋、秀吉越中國に趣給ふ、彼國は織田信長公、佐々陸奥守主に

あたへ給ふ、越後の境に津といふ城に、越後の國より兵を置て守らせけるを責

したかへ、陸奥守にあたふへきとて、柴田修理、前田筑前守をむけ給ふ、彼城に至

まはりをかこみ、戦ける、越中、越後の境、名にあるけはしき道なきは、越後より輒

後賁も叶はさりけるにや、城主和をこひて城を明わたし、越後の國に歸ぬ、その頃、信長公、明知(智)かためけにうたれ給ぬと聞しかば、柴田は越前、前田は能登國へ歸ぬ、佐々陸奥守越中に留りて彼國を守りぬるに、もとより國にありし武士とも陸奥守をそむき軍をおこし來討んとせしほとにと、山の城の邊にて、軍にをよひ、國人うちまけ、多くうたれ、軍を發する事もなくて、越中の國殘らす心の儘にしれり、秀吉尾張の軍の折、信雄に心を合せ、秀吉をそむきければ、かく馬をすゝめ給ふ、加賀國へは前田氏ををけり、かれを軍の先として、もろくの勢とも越中にみたれ入ぬ、佐々氏敵大勢なれば所々にして叶はし、勢をひとつにして戦をなさんと、いひてもとしほきし、加賀越中の境とり出の城ともをやふりてみたと、山一所にそ集りける、秀吉今ゆするきの山にあかり軍兵とも、越中國に陣をなす、佐々氏は信長のすさにて常にあひなれし中なれば、富田左近、津田隼人、媒にして、頼而平をなせり、越中國はかねて前田氏の太郎肥前守にあたふべきと定め給へは、國をは前田氏に給はり、佐々氏は具して京へそ歸給ひける、かくて今年も暮て秀吉いよく、勢かゝやき、國々なひきしたかふ事草の風にのへふすとなりけり、

〔天正記〕

しかるに、越中のしゆごさゝむつのかみ、信長將軍のふしんくん中人にこへようめい世にあらはし、こゝにをいてきよ年の春、ことのしさい有國々のさくらんにをよび、此むつのかみ天下にたいし、あやまつてふりよのほんぎやくをなし、其後國は平にぞくす、しかりといへ共、いましこれかためにしゆくきやます、あとをけつり、いきどをりをさんせんかため、八月四日、さきせいをたて、六日に御はたをむけられ、ほくろくだうは、かんこくにて、秋より雪のつもる事おほし、かるかゆへにくわきうに御幸なり、御上洛あり、勅命をうかひをんたくによくす、よく日かうかをいたされ、かん書にいはい、王者時ゆつりまさにひ座ますもつてこくをおさへて云と、てきみにより内をもつてくわん人はをせいすとして、きみより外をもつてしやうぐん、是をせいせよ、軍こそそのしやてしやうみな外にをいてけつすと云々、異朝なを如此、本朝又是をならふ、參内をはじめ、げつけい、うんかく、みな白せんにいたる、此外にをくり出給へり、こゝに出てき尾につくさゝる事なし、天下はいかいのほつくをなし、各にこれをしめさるゝ、

いなくひをかりとる秋のもなかな

かまやりもちて敵を三日月

尤吉ちやうするものなり、それよりかうしう、
 しかの山こへして、ひまさかもとの、城のる物とやめ、やま／＼のあきのころ
 になりぬ、ひよりをうかひ、こすいの波に舟をひたし、かた田のうらをこぎ、ひ
 らの山風にはをあげ、あさづまの里を右にみて、大みそにつく、地には、いこま
 うたのかみありていねいをいだし、みめいにかいつのわたりを前さかや、七里
 半のなんじよをしのぎ、あち山おしくれやたのあさちの露ふかきを、おもひ
 やりつるが、のこほりけいのうみべ、はち屋がたにいはではのかみとやめ
 ちそうをつくし、あくれば木のめたうけにこへ、二やいたより新つうのいまし
 やう歸る、山さわなみわきしたしをすま、ふ中につく、木村隼人佐新さうをかま
 へ、上下をもてなす、さう／＼又ふ中をたち、あさうすのはしを渡り、玉江のあし
 をわけ、これたう五郎左衛門尉か居城、北のじやうにちやく陣す、ちんみを調へ、
 使者をたてまつれば、次日、たか木舟橋長さませきもと、かなざわ、上野遊るきは
 つのうらをすき、かゝの國長みねつたひ大しやう寺にやとをとり、またしきし
 の天神つますゆよりはしをゆきすぎ、小松にとまり、またかのはまをひだりに

見、天とりがは、みなと川の大河をこへ、まつたうにいたる、みなとどの、よしつね
 べんけいがはかりことにてこえ給ふ、とがしがたちをかへりみて、かなざわに
 つき、前田又左衛門、岡孫四郎大慶してあひむかへとり、たいりうのあひだとり
 くゝにこんほうをつくす、しかるに越中の國さかいをもつて、そうかまへとし、
 山々のかけはしをひき、大木をきりたをし、さくをなし、くりからたうけさゆふ
 をはじめ、とりこへ、竹のはし、小はら、松林、此外田城三十六なり、ねしろきふねも
 りやままし田とひ田等十餘か所、國中東面のかため五十八か所、こしらへ、これ
 をよせぐ、天下此よしをきこしめされ、こゝにをいて、まつ國の案内をしらんが
 ため、山川をはからんとて、くつきやうの名馬二三百騎そろへ、廿日のみめいに
 くりからをこへ、となみ山をしのぎとり、げだ物もかよひかたきなんじよにて、
 古木枝をたれ、さらに人馬のかよふ事云にたらず、そのけはしきをよしのほり、
 そはをつたひ、こまのたつなをとり、がんせきをのほる、馬の體をよみ、山におほ
 るくもを分、いはたのみねにのほれば、越中一國はみなめの下にあり、よますか
 ら馬をたてくふうをなし、新みちをつくり、其日さきせいを入いにしへじよく
 の國のはかりことに、全使の手をなすやうは、今又かたらんや、このみねをしや

うをこしらへ、天下是に有るちごのさかいたてやま、つるき山、うばがたうけに
いたりて、人数を廻しはしたなくとりかけ、ちやく陣の人数是をかそふるに、織
田の大納言これをのきやう、上野介、前田又左衛門尉ふし、これたう五郎左衛門、
長岡越中守、金森五郎八、はち屋出羽守、宮邊せじやう坊、池田三左衛門、いなは彦
六、森仙藏、ひたのかみ、木村隼人佐、中村式部少、堀尾茂助、山内伊衛門、賀藤作内、九
鬼右馬頭等也、此外しきんの衆、前ぞなへ、うしろそなへ、てつはうの衆、殊にせい
兵なり、其人をえらひ方々せいをくばり、其夕べ、津波多へ陣かへして、八はたの
みねにはふしんをなし、二十四日に又彼みねにのぼり、つこもりまで在ぢんし、
一七日の間、長はまにしやちくしてやます、あんふちまたをさへきり、ぐる雲そ
らをとぢ、あく風地をはらひ、けいてんはしらをわる、夜ふけ燈きへ、枕をそはだ
て、ゝぬる事あたはず、諸卒のぢんやには、草木の陰にあを柴をかりしき、ある
ひはとまをおほひ、或はからかささをさし、是をしのぐといへ共、風なぬに雨よ
こたへ、こうすいもりしたよりて、かつちうをうるはず、かきねの水ふかうして、
陣中の馬共雨にうたる、事ぬれぬすみの城をわたるがごとし、そのくるしみ
しやうけいすべからず、此ささむつのかみにをいて、天下ほこをあらそふもの

なし、殊に今度むほんの事人のとがにあらす、われとわさはひをなすところな
り、あやまる時は、あらたむるにはばかる事なけれ、せいけんにかかせ、命をかる
んし、木船川、しやうの川、上つふ川、所々のこうすいをしのぎ、廿九日の夜半、天下
ゆふ／＼に定め入もの也、織田信雄のきやう、これかため、にことはをくわへ、謹
きよめんか、てん下しいてうらみあし、といへ共、きうちゆへを以命をたすく、
三りやくに云、かんするものをは、是くわつしかうなるものをは、是とくと云々、
然時は所々の城々をうけとり、閏八月一日、ひのみやに陣がへし、御くわんざふ
してんらんあつて、三日には前田御ちやを参らせ、四五日のあひだに國中静に
をきてを定、越後より使札有、是より又使者をつかわし、將又ひだの國にてあね
かこうち左京大夫よりつなふし、天下につゝきふしきはたらきをなす、是に
よつて金森五郎八をつかはし、一るいにはらきらせらる、くびを取しつけんに
そなふ、西國一へんにして、六月にくわんきよなり、

〔上杉古文書〕

景勝

一十三年、太閤様、佐々内藏助爲御退治北國御動座之由被聞食爲、御手合越
中境迄御出馬被成從、太閤様御感悅候由候而、木村彌一右衛門殿上使、

〔當代記〕

同八月秀吉公越中へ發向給信雄從之出陣無事越中國ヲ大目上表

シテ從秀吉公

〔豐臣秀吉譜〕

一越中發向之事不及四國注進八月四日佐々陸奥守爲退治北國下向信雄ハ於小牧語家康ヲ雖爭雌雄始終難成被思家康評議シテ令和談秀吉悅守舊君ノ好達上聞被任大納言今度被進北國先陣秀吉催畿内ノ勢賀州前田利家居城着座被定越中表手配ヲ佐々越中境ヲ爲惣構具利迦羅崎ノ初左右ヲ構出城三十六ヲ其外ツマリノ要害夥シ秀吉巡見之名馬二三百騎揃テ八月二十日ノ未明越具利迦羅渡礪並山傳岩石ヲ上岩田嶺ケレハ越中一國在直下造道入先勢秀吉岩田ノ峯構要害越後境立山劔山姥崎迄廻軍勢亂入備次第信雄卿織田上野介利家父子丹羽越前守細川與一郎金森五郎八蜂屋出羽守宮部善祥坊池田三左衛門稻葉彦六毛利千藏木村隼人中村孫平次堀尾茂助山内伊右衛門加藤作内九鬼右馬允等十餘騎入國中從廿二日大雨洪水シテ如暗夜ノ敵味方塾居陣營晦日得快晴奥州難叶思ケン越木舟川神通川入夜忍ヤカニ降信雄信雄盡言被達秀吉秀吉モ舊知ノ親ミ難棄欲宥罪ヲ佐々所々開渡要害此上可甘陣處閏八月二日陣替野宮三日入利家館佐々ニハ限常神通川一

部被扶助利家佐々返逆之刻度々盡忠功依之賜加州半國能州息利長ニ越中飛騨國ニノ姉小路左京大夫頼綱企反逆由告來以金森五郎八誅頼綱依之一圓賜金森十一日歸洛ス

〔末森記〕

一天正十三年八月十八日ニ秀吉公上方大形無事ヲ御究メナサレ、數万騎ヲ引クシ加州尾山城マテ御着座アリ後陣ハイマタ越前北ノ庄ニヒカヘタリ利家卿カイツクロイ善ツクシ美ツクシ給フ其後成政ハ森山木船井波其外城々ヲ引拂ヒ富山ジソ川ヲ前ニ當万死一生ノ合戦シテ討死セントヒカヒケリ利家卿先陣ニテアンチウ坂ノ上ニ取出ヲ府富山ヲ見下也川涯マテ日々夜夜ニ働給フ秀吉公御本陣ハ吳服山ニスヘ給内藏助家老ノ面々召集如何アルヘキト各存ヨリ候通云レ候ヘト被申ケレハ山下甚八佐々平左衛門尉進出秀吉公御出馬候故山モ堀モ人數ト見テ候万死一生ノ御合戦モ叶カタク存候無事ノ行有テ秀吉公へ忠功ヲツクサレ候ハ、長久思召儘ニアルヘシ其上ニテ時節ヲ可有御待由申ケレハサレハ此儀最ナリト同事内大臣信雄公へ御理被申無事ノ訖言被申上ケレハ如何可有之ト瀧川下總土方勘兵衛尉信雄公ヨリ御使者トシテ秀吉公へ被仰入候處ニ秀吉公トニカクニ内藏助ニ腹ヲキ

ラセ候へト、御返事アリシ處ニ、重テ兩人ヲ被遣、内藏助事信長公ヨリノ者ナレハ、此度ノ儀御ユルシ候へト、御本城達テ御詫言アリケレハ、サラハ仰ニ任せ可申、然レ又左衛門尉次第ト御意候時、利家卿謹而忝御意ニ候、然レ兩年カ間、度々戰候ト云レ一度モ内藏助ニ利ヲ得サセタル儀無御座候、其上若年ヨリ互ニ信長公ニツカヘ奉シ時分モ猶以內藏助ニコサレケル事無御座候間、其處ハ御心易被思召候へト被申上候へハ、何モ大名小名御前ニナミイタルカ、扱モ文武ノ大將カナト利家卿ヲホメヌ者ハナシ、其上秀吉公被仰候ハ、最利家卿ノ被申候コトク、其方ト内藏助武道クラヘ所モナシ、ソレハ被申マテモナシ、隠ナキ次第也、此上内藏禪衣ノ體ニテ罷出候へ、信雄卿ノ御詫言ノ上ハ無是非、新川一郡可被下之由被仰出、九月五日ニ内藏助出仕ニ相極、其時利家卿ノ陣所ヲ通リ出仕、申刻先陣後陣大音聲ニテ咄ト笑ケリ、成政サコソ心中無念ニアランツレト、サラヌ體ニテ出仕申ケル心中哀也、越中國中御仕置無殘所被仰付ケ利波郡中郡婦負郡合三郡ヲハ、利家卿ニ一兩年仕置シテ利長ニ渡可申トナリ、則御判形被成頂戴、新川一郡ハ、佐々内藏助ニ給リケル、悉ク境目已下御法度被仰出、加州金澤城マデ秀吉公被成御歸陣、九月十日ニ利家卿ヲ召、今度モ忠功誠ニ不淺次第

ニ候、内藏助大國ヲ持謀叛ヲ心ニ懸、人數押ヲ拵、殊ニ縁者ノ結ヒヲ企タルタハカリ心ヲトケサセ、其上多勢ヲ以テ働候處ニ、度々ノ合戰ニ切勝、越中利波郡マテ切取候事無、比類手柄ノ段、日本ニヲキテ武門ノ統領タルヘシト、御感狀ニ羽柴筑前守ト御名字御名共其儘被下候事、唐土天竺ハシラス、日本ニヲキテハ加様ノ手柄アリカタシト、世コソツテウラヤマサル人ハナカリケル、是ソ君々タリ臣々タル御世ナリト申アヘリ、其後利家卿ノ家老面々ヲ被召出御直ニ今度ノ取合ニ各手柄共、上方ヘ相聞ニ候、尤満足不過之ト、利家卿御舍兄前田藏人入道ヲ被召出、久々ニテ逢候由、御意ニテ小袖御道服ナト被下、扱村井又兵衛被召出、今度モ度々骨ヲ折、手柄用及ト御意ニテ黄金百兩長光ノ御腰物被下、御道服、不破彦三ニ黄金御道服、前田右近ニ同被下、長九郎左衛門、高島彌次郎、奥村助右衛門、中川清六、前田五郎兵衛ナドニ黄金五十兩御道服、口重何レモ其品々被聞届御褒美ナサレ、右ノ外、五六人ニ黄金二十兩下サレ候ナリ、誠有難御計ヒト、利家獨體ヲ地ニ付、御禮被申上候テ、扱御歸陣之刻重テ、不破彦三、村井又兵衛尉兩人ヲ秀吉公ヘ被召出度々先陣候由、無比類働ト被仰、御具足羽織ヲ下サレケリ、弓矢取身ノ面目何事カ是ニシカンヤト、諸軍勢見聞ホトノ者ウラヤマサル

ハナカリケリ、ソレヨリサ、メキ立テ、御上洛アリニケリ、其比ヨリ兩年過、越中
新川郡モ利家卿代官分ト被仰出拜領アリ、

○秀吉の軍を越中に出す、豊臣秀吉譜に四日北國下向云々とあるは、即ち天
正記の謂ふ所の、四日先軍を發するなり、六日秀吉繼て發す、勸修寺御記に七
日入京、八日京を發するの言と合ふ、秀吉乃ち險を踰えて越中に入る、二十日
に至り、岩崎に陣する、蓋し其實を得たり、末森記に謂ふ所、十八日秀吉尾山城
に入り、越えて二十日吳服山に陣するの言又合へり、

〔利家夜話〕上 秀吉公御仕置の爲御出馬被成、利家其時は越中の御先手にて
吳服山下に御入候、其時内藏之介御詫言相濟、秀吉公へ御禮に被參候、利家の御
陣所の前を十八計召連罷通、被申候時、笑へ候へと仰候間、皆々笑立候へは、内
藏介面目無之體にて被通候て、秀吉公へ御禮被申上候、其時新川郡一郡佐々へ
被下、殘る越中三郡利家へ被遣候時分、御意には是又左衛門鍵先にて御取候へ
は、指て恩にも被請問敷と、秀吉公被仰候、殊に羽柴筑前守と御名字御名共被仰
付候扱々古今稀なる事共なり、其後不破彦三、村井又兵衛兩人被召出、金子五枚
に御道服被下度々骨折の由上形にて被聞召候、其上此度の様子利家被申間候

由、御惡意也、其夜殘る家老共四五人被召出、御道服時服等夫々に被下候、山に御
座候へ共、利家の御咄に不承候故、こまやかに書付不申候、此時秀吉公御歸之節
加賀殿を是非と被仰、御囉被成、御上京被成候事、

〔加賀藩史彙〕一 八月五日、豫能登大吞浦、鹿島漁夫ニ令シテ、今月十二日後捕
漁ノ物ヲ尾山ニ搬ハシメ、關白秀吉ヲ饗スルニ備フ、高徳公八日關白秀吉數萬
騎ヲ帥キテ、京都ヲ發ス、兼見卿記○關白實錄大三川志、殘拾玉集ニ二十三萬騎
ニ作、十七日能登ノ守將ニ令シテ、公兄五郎兵衛安勝ヲ除ク外、悉津幡ニ會シ命
ヲ待タシム、高徳公十八日關白秀吉京師ヨリ至ル、末森公之ヲ松任驛ニ迎へ、路
側ニ拜ス、秀吉馬ヲ下リ、公ノ手ヲ執リ之ヲ勞ス、古兵談乙夜之書物可觀小説○
七ヲ列シ、其戰袍ハ黄色ニシテ、尾山城ニ入ルニ及ヒテ、秀吉ヲ盛饗シ、供帳美
味下ニ至ル、其容極メテ偉ナリト、尾山城ニ入ルニ及ヒテ、秀吉ヲ盛饗シ、供帳美
味ヲ盡ス、末森記乙十九日、前軍ニ將トシテ發ス、高徳公二十日、俱利迦羅嶺ニ陣ス、
關三峯嶺、二十二日、進ミテ安養坊坂ニ陣シ、以テ富山城ニ迫ル、關白秀吉吳服山
ニ營ス、乙夜之書物、二十九日、佐々成政降ル、多聞院日記○末森記、書ニ之ヲ
參考スルニ、書翰ニ成政既ニ降ルヲ言フ、閏月朔、關白秀吉富山城ヲ收ム、多聞院日記
記、既ニシテ、佐佐成政ヲ釋シ、之ヲ新川郡中ニ封ス、秀吉書翰、末森記、六日、關白秀吉軍

ヲ彌波山ニ班ヘス、七日、關白秀吉振旅シテ尾山城ニ還ル、秀吉乃功ヲ論シ賞ヲ行ヒ、公及老臣ヲ召シテ物ヲ賜フ、陳善錄、壬九日、關白秀吉京師ニ還ル、卿記、是時公女摩阿姫ヲシテ從行セシム、陳善錄、

〔參考〕

〔三州志〕

一、三州志、十一、餘考、八月、多、略、譜、ニ、八月、ニ、四月、アリ、テ、其、一月、事、ナシ、景、周、按、ス、ル、ニ、秀、吉、公、ヨリ、七月、十七、日、國、祖、カ、ヘ、賜、ル、書、ニ、來、四、日、到、越、中、表、出、馬、人、數、先、々、備、日、錄、今、朝、號、出、ニ、相、渡、ト、アリ、何、ト、カ、此、後、出、馬、ノ、コ、ト、故、隙、アリ、テ、延、日、ア、ル、カ、左、ナ、ク、ハ、戰、國、ノ、時、節、先、日、錄、七、月、ニ、到、來、シ、關、八、月、ニ、秀、吉、公、到、著、アル、四、日、豐、主、北、征、ノ、先、ト、ハ、當、ラ、サル、ヤ、ウ、ナ、リ、然、レ、ハ、世、本、ノ、八、月、ト、ナ、ス、者、當、レ、リ、

大風、開、セ、サ、ヒ、サ、主、智、計、ヲ、用、ル、ニ、及、ハ、ト、也、景、周、按、ル、ニ、此、ノ、如、キ、道、マ、ル、コ、ト、累、日、通、尾、山、ヲ、出、師、有、テ、二、十、日、吳、服、山、ノ、營、吳、服、ヲ、源、平、盛、衰、記、ニ、吳、服、ニ、作、ル、今、處、ハ、方、ル、ニ、以、テ、道、心、山、成、政、モ、澤、田、製、ス、ト、ナ、リ、此、ニ、到、リ、タ、マ、フ、其、鐵、騎、步、甲、前、後、儀、列、森、然、タ、リ、豐、主、軍、ノ、石、動、ニ、布、陣、シ、諸、民、安、堵、農、事、ヲ、勤、ム、ト、云、前、田、公、年、譜、ヲ、按、ス、移、ラ、三、日、還、留、成、政、ハ、安、養、坊、坂、中、郡、黒、川、村、山、ニ、一、夜、宿、陣、翌、日、吳、服、山、ヘ、二、十、四、日、我、二、公、ハ、安、寧、坊、坂、ニ、三、安、養、坊、坂、ニ、有、澤、武、貞、云、吳、服、山、ハ、安、養、坊、坂、心、山、安、寧、坊、少、シ、南、ノ、方、ニ、御、陣、所、ノ、迹、ア、リ、ト、云、取、來、ノ、古、築、堡、セ、シ、メ、之、ヲ、本、陣、ト、シ、テ、富、山、ヲ、下、臨、シ、老、兵、ヲ、シ、テ、其、形、勢、ノ、可、否、ヲ、謀、ラ、シ、ム、因、テ、成、政、森、山、木、舟、井、波、等、ノ、堡、兵、ヲ、引、ト、リ、神、通、川、二、郡、ノ、界、川、ヲ、前、ニ、シ、テ、拒、戦、ノ、備、ヘ、テ、設、ケ、九、死、一、生、ノ、麻、輸、ヲ、決、セ、ン、ト、富、山、城、ニ、保、ミ、北、國、太、平、記、ニ、天、正、十、三、年、三、月、秀、吉、公、越、中、ヲ、築、キ、國、中、ノ、兵、ヲ、五、萬、シ、テ、俱、利、加、羅、ニ、殘、シ、中、軍、後、軍、二、萬、ハ、能、登、ニ、ト、發、向、テ、越、石、動、山、ノ、秀、吉、公、ハ、先、鋒、ヲ、手、ノ、越、中、利、加、羅、ノ、岩、岸、神、通、川、右、レ、當、テ、民、屋、ニ、放、火、シ、精、手、ヨ、リ、富、山、出、崎、ヨ、リ、先、鋒、上、城、コ、ノ、役、四、月、ニ、非、ス、猶、其、全、ハ、下、文、說、ニ、辨、シ、其、軍、師、宿、將、ヲ、聚、メ、テ、軍、議、ヲ、問、フ、時、ニ、佐、々、平、左、衛、門、山、下、甚、八、郎、膝、ヲ、前、メ、テ、曰、ク、豐、主、ノ、大、旅、破、竹、管、ナ、ラ、ス、少、ラ、ク、降、テ、存、身、ヲ、守、リ、玉、ハ、ン、コ、ソ、上、策、ナ、ラ、メ、ト、成、政、之、ニ、從、ヒ、密、使、ヲ、シ、テ、信、雄、卿、ヘ、謝、

云今此邊ハ谷斷心墳ト云モアリ其故考フヘカラス此地富山ノ方ハ坂ニシテ低
 ク兩邊ハ谷斷心墳ト云モアリ其故考フヘカラス此地富山ノ方ハ坂ニシテ低
 里其高コト六尺強中ニ只小松一棟杉一株アリ聖跡ハ今東西可ニ宮城ヨリ西北
 皆元ノ山城ニ陣取先也此地舊壽永ノ微障ノ故址ニモ在ケルカ天正十三年ノ
 秋豊臣太閤佐々成政ヲ討ント此土ノ白鳥峰ニ本營ヲ布クノ時國祖此安發坊
 坂ノ上ニ營ヲトリ玉フ遺蹟ハ即是也前田創業記ニ利家公築於安發坊坂上
 アリ七國志ニモ秀吉公越中郡山本陣ニスヘ玉進兵於神通河邊安發坊坂上
 岩チ築クトアリ富山木ニ大開中郡黒川村ニスヘ玉進兵於神通河邊安發坊坂上
 下ニテ留成政ハ安發坊坂

閏八月 朔 己

二十五日 巳 前田利長、射水郡二上村渡舟の制を定む、

〔射水郡二上尋常小學校報告〕

射水郡渡舟ノ起因年代ハ考フベカラズ、天正
 十三年八月二十五日、前田利勝公ノ御印并ニ其後慶長六年九月三日、對馬守長
 種公ノ御判并ニ其後慶長十一年二月十九日、横山大膳職等ノ御判アリ、左ノ如
 シ、

二上渡舟之事

如先規罷出可相渡自然非分申懸族在之者可申越堅可申付候也、

天正十三年八月二十五日

利 勝判

二上渡守人

當地船頭屋敷壹町壹段之所、被成御扶持之條、向後晝夜共往行之者、舟渡無遲々
 可致之、若於闕如者、可爲曲事旨、被仰出者也、

慶長十一年二月十九日

横山大膳職 長知判

奥村河内守 榮明判

岡島備中守 一吉

篠原出羽守 一孝

山崎長門守 長鏡

二上村渡舟 船頭中

十月 朔 辰

十四日 巳 礪波郡蓮臺寺村等、綿及絲を領主に納む、

〔加賀藩民事志〕

天正十三年十月十四日、河上蓮臺寺村等九村ヨリ綿六貫六
 百四十目、五箇山、赤尾村等ヨリ絲三貫三百目ヲ貢ス、皆正租ヲ折色スルナリ、世
 費印

正親町天皇天正十三年

八八七

〔按河上トハ彌波郡ヲ謂フ、此稱今猶俗間ニ存セリ、天正十四年、瑞龍公、小林彌六左衛門ニ與ヘラレシ書ニ河上ノ布百六拾九端ヲ領收ストアリ、是レモ正租折色ナルヘシ、然レトモ古ヨリ河上ハ八講布五郎丸布ヲ織ル地ナリ、因テ別ニ命シテ進納セシメラレタルヤモ料リ難シ、故ニ之ヲ特書セス、
十一月丁酉

二十九日、前田利家を左近衛少將と爲し、筑前守に任す、

〔前田家譜〕

九月、利家京師ニ如ク、十一月廿九日、利家ニ詔シ左近衛權少將ニ任セラル、筑前守ヲ兼ス、

○御湯殿記、天正十四年三月廿二日の條に利家及び織田信包劍馬を獻して恩を謝せし文あり、

〔寛政重修諸家譜〕

前田利家十一月二十九日、少將に任す、公卿補任を按する二十一日はしめて從四位下所見ありて少將中將所見なく文祿三年四月朔日從四位下より從三位權中納言に叙任す、家系官をつたへて位を傳へす補任もまた開あるかいた考へからず
地大に震ふ、木舟城主前田秀繼歴死す、

〔舜舊記〕

録石埼記

天正十三年十一月廿九日、大地震、夜半時分ニ大地震良久シ、明日迄如此也、近國ノ浦濱ノ屋、皆波ニ溢レテ數多人死シ、其後日々ニ動クコト十二日間也、

〔北藩秘鑑〕

十七

天正十三年十一月廿九日、

瑞光院密庵永傳大居士右近將監殿、名秀繼、四萬石、初津幡城、後今石動、又貴

〔富樫家々譜〕

十一月廿三日、地震ありて貴舟の城をゆり崩、右近秀繼此とき逝去、兄藏人利久も一所に逝去也、翌十四年此城を今石動の山上に引移して、右近の子息又次郎爰に住す、

〔菅家略年譜〕

同年十一月二十七日、大地震、庄川之水口江山拔秀水口をよさく、二十日計也、

〔加賀藩史稟〕

一 晦日、越中地大ニ震シ公弟、右近秀繼木船城ニ卒ス、陣替録、壬

〔三州志〕

十一 十一月二十九日、略 此日、系譜ニ二十九日トシ、混日抄ニ

フ、木舟城地震ニテ崩陷シ城主秀繼君之ニ沈死、一説ニ此時利久君モ此城ニ在ヘトモ詳ナラス、又一書ニ此地震ノ時越中庄川水源ノ山崩州ノ白流川ノ斷ツ此其水口ニ辨オラス、天安置ス今アル者即チ是也ト云、又此時飛州ノ白流川ノ斷ツ此百餘月三丈許ニシテ沈ムト云、

〔三壺記〕 三 天正三年に越中取合相濟、木船へ前田右近殿在城の節、越中殊の外地震毎日ゆりければ押殺されてあたりなんとて門へ走出く其難をのかれんとす、榮傳寺の其先々の寺木船に有、尤日蓮宗、淨土宗、一向宗も有て大地震の時寺へ男女走集り柱戸障子に取付念佛題目となへけり、夥敷騒動の刻は日宗も南無阿彌陀佛淨土、一向も南無妙法蓮花經となんど任時により題目念佛替るく比となへけり、事しづまりていかんといへは、何かよからんと兩方を取はつさしと思ひとなへたりと云、殊更天正十三年十一月二十七日に大き成動きにて天地もわれてのく計なり、百千の雷電のひゞきして木船の城を三丈ばかりゆりしづめ、家々崩る事數知らず、此時木船の城を今石動へ引越、前田右近殿惣領又次郎殿代迄在城なり、此日の地震に庄川の水上に山一つかけて水口をふさきけり、廿日余り庄川水留て山谷々へ水流ます、庄川はまことの川原と成、鮭、鮎、魚々を拾ひ金澤、高岡、石動所々へ持參す、老功の者申けるは、此水一度は流れ出へし、川端の在々村々押流さん事必定なり、さらは先立退よと、増山、森山、井波江方々へ雪の中をまのき小屋かけて住も有、有縁を求て借屋に住も有、され共水口の欠山を兩方はさんて水道付流れ出ければ何も目出度しとて

歸宅せしむ、利長、公も出御被成に付越中の侍衆何も被罷出、庄川の上に嶋一つ出来ければ、辨才天の堂を修造被成、辨才天山と名付たり、其時飛騨國、阿古、白川といふ所は在家三百余宇の所なり、上の山一つ地震に欠落し白川三百余軒を土の底へ埋めければ、人一人も不殘して在所の上は荒山とそ成にける、

〔加賀藩民事志〕

天正十三年十一月地大ニ震フ、利波郡金屋、岩黒村ノ東山崩

レ、莊川ノ流ヲ塞キ、洪水陵ニ襲ル、加越能御繪圖覽書

抄 石崎記 録所收

〔本行寺寛文七年由緒書上〕

一前田右近太夫殿ハ天正十二年霜月廿九日、大地震ニ木船之城破裂、大雪、大水城中ニ押入御夫婦一所ニ御死去、其節小矢部川上下無之木船ニ別、諸宗之清僧寺無御座候而當寺二世、日長御火葬焼香仕、翌年三月上旬、宮嶋高德寺と申禪宗之寺へ御骨等、又次郎殿ハ被遣由ニ候、右近殿御法名永傳、御前之御法號貞心と申候、

〔越中國名跡志〕

○庄川大川也、天正十三年十一月廿九日、大地震ニテ木船ノ城ヲユリ沈メシ日、此ヒ、キニテ此川上ノ山一ヌケテ庄川へ崩入り水口ヲ塞キケレハ、廿日計水留リテ、山々ハ水溢レテ庄川ハ河原ト成、鮭ノ魚、其外ノ魚モ

拾ヒ取、金澤高岡へ持運ケル、老功ノ者申様、此水一度ハ流來ルヘシ、其時川縁ニテハ押流レン事必定ニテ、去ハ立退テ水ヲ遁ヨト云儘ニ、増山、森山、佐ヶ野ノ方ニ立退、山ニ家居セシカ水ハ自然ニ流レ來ル、無難ニ家ニ歸リケリ、其水口エ辨才天ヲ勸請シテ、山ハ辨才天山ト云、此地震ニテ他國ノ事ナカラ飛州、白川ト云所ハ民家三百余リノ所也、天正十三ノ地震ニ高キ山一ツヌケ出テ、白川三百余ノ家ノ上ニ落懸テ家ハ三丈斗ノ地ノ下ニ沈ミケレハ、數百ノ男女モ地下ヘ沈テ白川ノ村ハ枯葉モナキ荒山下成、霜月下旬ノ事ナレハ、白川ノモノ六人、富山ニ賣物ニ行、命助リ白川ニ歸リテ見レハ、アトノ形ハカハリ何レハ古里ノアトナラント泣々又マタ富山ニ戻リケリ、

〔加越能三ヶ國御繪圖被仰付候覺書〕

六〇石崎記
録所收

庄川之事

其後は藤掛、舟渡場より青島村、高義、新村五ヶ邊より西江流れ申候、然處天正十三年十一月廿二日、大地震に而、金谷岩黒村之東之山、庄川之蛇島と申所江拔落、庄川を突留め名ヶ原之麓江、崩流候、此時今之川筋出來申由にて其節雄神社も中村江流行、若林之口水宮江上り玉ふ由之事、

〔参考〕

〔射水郡新湊町小學校報告〕

庄川ハモト上流ノ方ハ知ルニ由ナキモ、下流ハ新湊町ノ中央即チ今ノ商船學校ノ邊ヨリ海ニ注ギシモノニシテ、現今ノ神樂川ハ庄川ノ川跡ナリト云フ、其證トシテ神樂川ノ附近ヲ掘穿セハ、地下砂利多ク、恰モ川原ノ觀アルノミナラズ、水防ノ合掌梓様ノモノ折々掘出スコトアリト、又一ツニハ庄川ハ古來洪水ノ多キ川ノ由ニテ伏木港口ノ監聽ト云フモ、實ハソレガ爲ナリト云フコトナルガ、果シテ然リトセバ、昔庄川ガ注ギ居シト云フ神樂川見附ノ海中ニモ部屋下ト稱ヘテ窪キ深キ所今ニ尙存在ス、是レモ其證ナランカ、其後何時ノ頃ヨリカ上流ヨリ再ビ河身變更シ今ノ塚原村大字宮袋村ヨリ牧野村大字中曾根村及下牧野村ノ邊ヲ流レ新湊町ノ町内ヘ入り込ミ、字奈吳町ヨリ海ニ入リシモノナリ、

〔越中舊事記〕

天正十三年、越中大水にて其上、大地震見角川ハ川形東の方ヘ入川して、野飼嶋、黒瀬、西塚原、秋の島嶋、黒瀬、東塚原等村々分れ候事、

是歲利家始めて封内の丈量を命ず、

〔三州志〕

十二頁餘考、國祖天正十三年、始メテ封内ノ丈量ヲ命セラル、内ニ陰山

と名付け居住被仰付、其神社を今の愛宕社へ合併せり、且毎年石動山へ一軒より貳軒、二上山へ壹軒宛、他所よりは差出来り候得共、今石動而已は愛宕社へ取持の爲め、右兩山へは米不指出候。

石動山は、北陸道七ヶ國より、一軒貳升宛、二上山は山上より見ゆるたけの地より一軒壹升宛、

右之如く、石動比古の神社御移りに付、今石動と改稱被仰出たり、

〔太田舊記〕

般若院快存は越中へ落行、五社の内將軍地蔵の愛宕權現を鎮座なさしめ、葭原村に住居す、是より今石動と云ける、

〔石動誌〕

今石動町は、往古より北陸道驛路にして馬口と稱せしものあり、藩士の諸荷物をおてんまと唱へ無賃にて運送せしか、寛永十六年、驛馬五拾九疋と定められ、運搬里程に應じ賃錢を求め、毎年銀壹貫百六拾九匁充上納いたしたるも、詰り無賃に等しき故に、口口諸商人、荷物より口錢と唱へ、若干の銀を取受宿の経費に當て來りし、

六月 朔乙丑

十五日、肥利長、越中の田百二十苞を伊勢大神宮に奉す、

〔加賀藩史彙〕

神宮ニ奉ス、瑞龍公判物

天正十四年六月十五日、世子越中ノ田百二十苞ヲ伊勢大

八月 朔癸亥

十三日、肥利長、礪波郡篠川村の市日を定む、

〔西照寺文書〕

〇四 礪波郡五位山村

定

篠河村

一 當町市日 毎月、二日、四日、七日、十日、十四日、十七日、廿二日、廿四日、廿七日、可相立事

一 押買、押賣、停止事、

一 國質、所質、不可取之、并對町人非分至申懸族者、搦捕可注進事、

右條々、於違犯之輩者、忽可處嚴科者也、仍如件、

天正十四年八月十三日

利 勝(花押)

九月 朔癸巳

二十一日、肥利長、埴生八幡社へ六十俵の地を寄進して武運を祈る、

〔金澤藩源流記〕

二 九月二十一日、瑞龍公越中埴生八幡宮へ六十俵ノ所ヲ被

寄附

正親町天皇天正十四年

八九八

地生村六十俵地爲武運祈誓當社八幡宮へ令寄進畢末代社納不可有相違者也如件

九月二十一日

利勝御列

神主文化行春

十月別 壬戌

十二日西癸今石動城主前田利秀、田五町を高徳寺に寄進す、

〔加賀藩史彙〕

天正十四年冬十月十二日、今石動城主又次郎利秀田五町ヲ

高徳寺 郡 波ニ 嚙シ 右近秀繼ノ冥福ヲ 薦ス、利秀 判物

越中史料 卷一終

補遺

補遺

天武天皇

○越國を分ちて越前、越中、越後となす條の次に左の一條を加ふ、一九頁
文武天皇

大寶二年壬寅

紀元千三百六十二年

三月 戊辰朔

十七日、^甲越中國四郡を分ちて越後國に屬す、

〔續日本紀〕 二 甲申、^乙分越中國四郡、屬越後國、

〔扶桑略記〕 五 甲申日、分越中國四郡、屬越後國、

〔參考〕

〔陸路廻記〕 上 さて、越中はこれももと八郡なりけん、續日本紀の大寶二年三

月の件に、分越中國四郡、屬越後とあり、その四郡は、今知らるべきよしはなけれ
と、みな、あはせて頸城郡のうちに收れられたるなるへし、さては、公式令に、神濟
以北とある神濟をも、越後の頸城郡のうちにもとむへし、さるは、越中の四郡を

補遺

補遺

北陸道 七ヶ國

越中 中 四郡

礪波

射水府

婦負

新川

百〇九田 九万 九千 三

四

正親町天皇

天正八年

○四月十五日、本願寺顯如紀州雜賀より書を勝興寺及其宗徒に遣りて、信長と構和せし旨を告ぐ條に補ひ、六五七頁次、又網文本願寺顯如の下に「教如」の二字を加ふ、

〔勝興寺文書〕

伏〇射水郡 木町

急度取向候、今度當寺信長一和之儀被懸徹慮、すてに當寺信長へ可被相渡候、御門主には雜賀御退出之事候、然者此度相續候様に門徒輩者抽粉骨馳走候ハハ、可爲佛法再興候、めつらしからの事なから、法儀心にかけられ、信心決定候て、稱名念佛無由斷候ハ、可爲肝要候、萬端たのみ入計候、穴賢々々、

五月十五日

教如(花押)

越中

惣坊主衆中

門徒衆中

越中 惣坊主衆中 教如 門徒衆中

急度取向候、今度當寺信長一和之儀被懸徹慮、すてに當寺信長へ可被相渡候て、御門主には雜賀御退出之事候、然者即當寺に残り可相拘思立、如此候就其此度相續候様に門徒之輩者抽粉骨馳走候、可爲佛法再興候、めつらしからの事なから、法儀心よ、かきらば信心決定候て、稱名念佛無由斷可爲肝要候、端々

○四月十五日日本願寺顯如紀州雜賀より書を勝興寺及其宗徒に遣りて信長と媾和せし旨を告ぐ條に補ひ六五七頁顯如狀の次又網文本願寺顯如の下に教如の二字を加ふ

〔勝興寺文書〕

○射水郡 伏木町

急度取向候、今度當寺信長一和之儀被懸御慮すてに當寺信長へ可被相渡候、御門主には雜賀御退出之事候然者此度相續候様に門徒輩者抽粉骨馳走候ハハ、可爲佛法再興候、めつらしからぬ事なから法儀心にかげられ、信心決定候て、稱名念佛無由斷候ハ、可爲肝要候、萬端たのみ入計候、穴賢々々、

五月十五日

教如(花押)

越中

惣坊主衆中

門徒衆中

越中 惣坊主衆中 教如 門徒衆中

急度取向候今度 當寺信長一和之儀 被懸御慮すて不 當寺信長可被相渡分 候て 御門主小雜賀、 御退出之事候然者即 當寺、残り可相狗思 立如此候就其此度相 續候様、門徒之輩者 抽粉骨馳走候、可爲 仏法再興候、めつらし くらぬ事、みくら法儀心 上、かきらせ信心決定 候て稱名念佛無油斷 可爲肝要候、萬端たのみ 入計候、穴賢々々

五月十五日教如(花押)

越中

惣坊主衆中

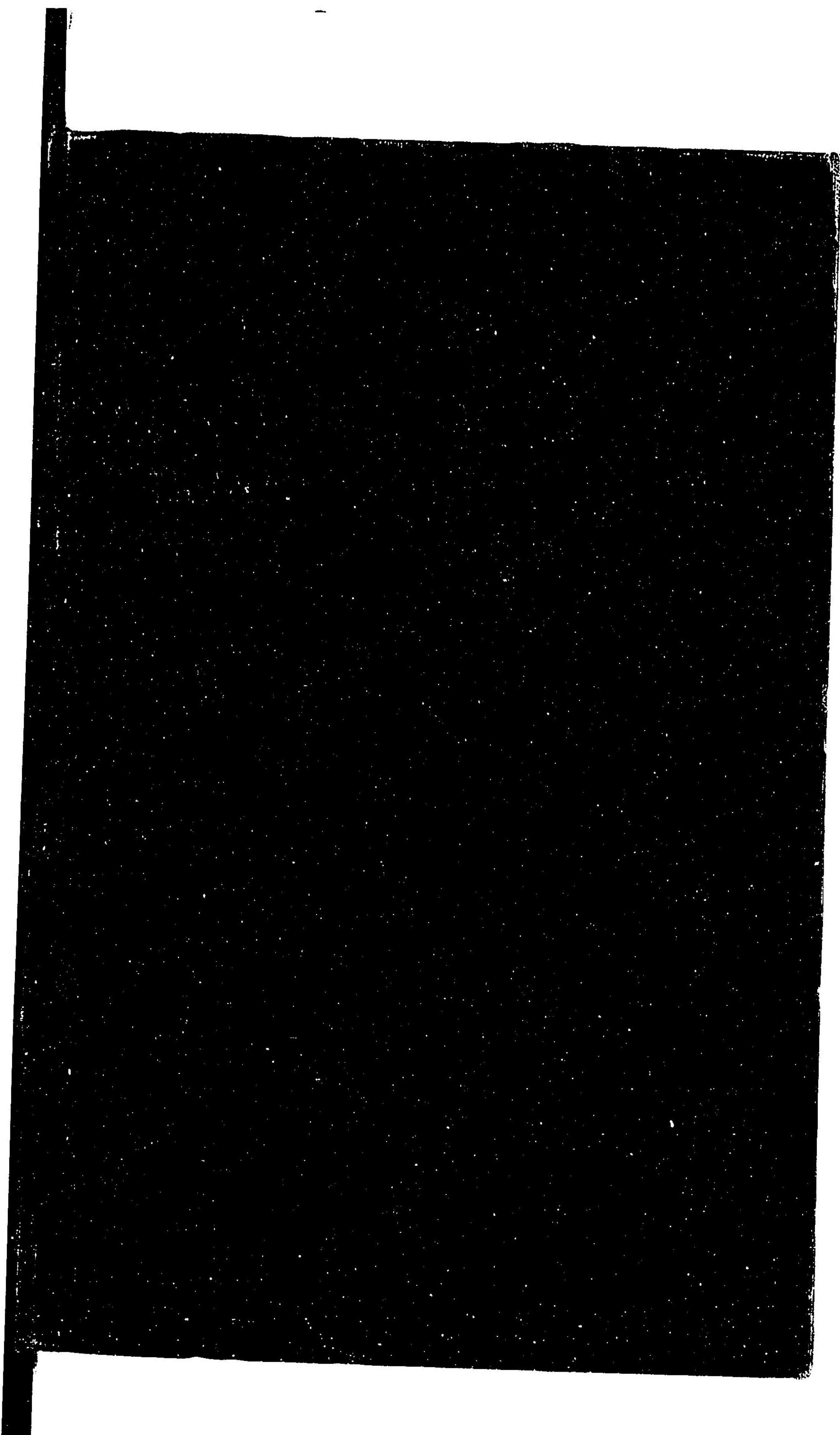
門徒衆中

9285

3

14591

1000



歴 310

024430-001-8

特70-56

越中史料

富山県／編

M42

ADC-1618

